

A 日程（論文）解説

設問 1

出題趣旨

定義に着目し、その理由づけを論理的に行えることは、論理の流れを重視するロースクールでの学習の基本的能力であり、スキルです。しかも定義を丸暗記するのではなく（暗記も必要ですが）、その有機的な関連性（その要件からその効果が発生するのはなぜなのか、その要件におけるあるキーワードの定義がなぜそのような定義になっているのか、など）を論理的に分析し、理解し、推論することができる能力が不可欠です。

そこで、1 番は、長文の中から、この文章の核心概念にあたる「知性的であること」（文章の表題にも関連しています）についての定義を問い、なぜそのような定義がなされているのか、その理由を記述してもらおう問題としました。それは知性的であることによって私たちは何を得られ、知性的でないこと（反知性主義）によって社会にどのようなリスクがもたらされるのか、筆者が訴えたいことを本質的にどこまで理解しているか、を試すことにもなります。

解答例

知性的であることとは、異なる社会の構成部分間に生じる摩擦の増大に対して対処するための諸手続の煩雑さに耐えきれぬ耐性を身につけるということである。なぜなら、私たちは自分の思想の限られたレパートリーの中に決定的に住み着いてしまう性向を持っており、異なる思想や意見を共有する諸手続に則って、限られた自分の視野を点検し吟味して初めて、より正確かつ立体的な世界の理解を得られるからである。

採点雑感

文章中に定義を示した箇所があるため、大きくそれた答案は少なかった。ただし、摩擦、諸手続の煩雑さ、耐性といったキーワードが不可欠であり、そのどれかが抜けている答案は多かった。理由を聞かれているのだから、「なぜなら～だからである」といった構文で書いてほしいが、それを踏まえない答案も多くみられたのは残念である。また、本文からの単なる切り貼り型の解答も見られた。自らが消化できないまま、コピペをした文章は、第三者が読んでも説得力を持たないことを意識してほしい。

設問 2

出題趣旨

事例に対する論理の応用力を試すもの。ロースクールでは、抽象的に法律に書かれた要件・効果を具体的な事実の文脈に適用することが繰り返される。したがって、筆者の論理の流れ（知性を使って社会の摩擦を乗り越えて、社会の分断を防ぎ、異文化間での人間の

相互理解を深めようという文脈を基本に使いつつ、それを別の文脈（イスラム教徒によるテロに対して反テロの観点からムハンマドの肖像画を掲載することの可否という社会問題）において応用できるかを試してみた。

（解答例）

掲載賛成論は、まず表現の自由に対するテロ攻撃を許さないためにも、表現の自由を守ろうとする同誌への支持を積極的に表明すべきという。

鷲田氏によれば、社会の分断を避けるためには、政治的共同体に共通する理念が必要であるが、その理念が社会の少数者を排除するものではなく、むしろ寛容でなければならない。したがって、表現の自由やテロに屈しないことの表明はきわめて重要であるものの、社会的少数者に対する「手続きや配慮」無くして一方的にその理念を押し付けることは、かえって社会の分断を進めるだろう。

他方、マスメディアには、読者に対して判断の題材を提供するという基本的役割がある。実際に風刺画を見なければ、イスラム教徒がそれを冒涇だとしている理由が理解できず、読者の知る権利に応えることができない。

そこで私は、条件付掲載論をとる。肖像画を冒涇とみなすイスラム教徒の考えを紹介しつつ、同誌が悲劇後にテロに屈しないために特別号を発行したことに関して、読者に正確な情報を提供することは新聞社の基本的役割であること、ただし、同誌のイスラム教に対する表現や姿勢を当該新聞社が支持するものでは必ずしもないことを説明して、風刺画を掲載するのである。

単なる事なかれ主義でも興味本位でもなく、社会における「摩擦」を正面から見据えて、異なる価値観を持つイスラム社会に対する配慮を示す、面倒な手続きの役割を果たす解説記事が重要と考えるからである。

（採点雑感）

出題趣旨に書いた、「筆者の論理の流れ（知性を使って社会の摩擦を乗り越えて、社会の分断を防ぎ、異文化間での人間の相互理解を深めようという文脈）を基本に使いつつ」という論述の枠組みを守らず、自分の意見を大展開する答案が一定数見られる。しかし、そのような「勝手な論理展開」は法解釈の世界ではもっとも嫌われると考えてほしい。

法解釈においては、常に法律の文言（文理）と立法趣旨という「枠組み」があり、その範囲内で合理的な論理展開をする必要がある。こういった応用問題は、各自が暴走しそうなテーマを与えつつ、与えられた論理の枠組みを生かしながら、自分の意見をきちんとまとめられるかという思考マナーを見ようとしていることを理解してもらいたい。

解答例は、社会の分断を避ける配慮と、知る権利への寄与との調整の観点から条件付き掲載論の例をあげたが、配慮の手段としての非掲載論も筆者の論理を踏まえた展開としてありうるだろう。なお、無条件掲載論は筆者の論理とは矛盾するように思えるので、筆者

の論理を批判しつつ、自説を述べることになるのではないか。